

阿南工業高等専門学校 J A B E E 委員会規則

(令和 8 年 2 月 1 日)

(規則第 40 号)

(設置)

第 1 条 阿南工業高等専門学校に、阿南工業高等専門学校 J A B E E 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 日本技術者教育認定機構の実施する技術者教育プログラム認定審査に関する事項
- (2) J A B E E 教育の企画・立案・評価に関する事項
- (3) 教育プログラム及び J A B E E 教育の評価に関する事項
- (3) その他技術者教育プログラムに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長が指名する者 1 名
- (2) 専攻科長
- (3) 一般教養教員のうちから選出された者 1 名
- (4) 各コース教員のうちから選出された者 各 1 名
- (5) 第 1 号に規定する委員が指名する者 若干名
- (6) 学生課長

(任期)

第 4 条 前条に規定する委員（第 2 号及び第 6 号に掲げる委員を除く。）の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果)

第 7 条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに運営委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 9 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務処理)

第10条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。